

経営革新等支援機関の認定取得について

高松信用金庫は、平成24年11月5日付で、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下、「中小企業経営力強化支援法」という。）の規定に基づき、「経営革新等支援機関」としての認定を受けましたので、お知らせいたします。

「中小企業経営力強化支援法」は、中小企業の経営課題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、既存の中小企業支援者等に加え、金融機関等の財務及び会計等の専門的知識を有するものによる支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することを目的とするものです。

今後も、コンサルティング機能の一層の発揮を図り、積極的に地域のお客さまの様々な課題解決支援を図って参ります。

1. 中小企業経営力強化支援法の概要

中小企業の経営力の強化を図るため、①既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる。

2. 経営革新等支援機関の認定制度

(1) 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を、国が認定することで、支援の担い手を多様化・活性化するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家を派遣し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための支援体制を整備する。

(2) 中小企業が持つ潜在力・底力を最大限引き出し、経営力の強化を図っていく。

3. 認定経営革新等支援業務を行う本支店

本支店名	所在地	電話番号	支援業務窓口	取り扱うことができる 相談内容※
融資部	高松市瓦町1丁目9番地2	(087) 836-3015	融資部	創業支援、事業計画作成支援、事業承継、M&A、ビジネスマッチング、金融・財務に関する相談、助言、指導等